

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

平成29年4月6日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 1600761 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 1700005 号

第1 結論

請求者の A 事業所（現在は、B 事業所）における平成 23 年 7 月 25 日の標準賞与額を 16 万 7,000 円、同年 12 月 22 日及び平成 24 年 7 月 25 日の標準賞与額を 17 万 3,000 円、同年 12 月 25 日の標準賞与額を 16 万 9,000 円に訂正することが必要である。

平成 23 年 7 月 25 日、同年 12 月 22 日、平成 24 年 7 月 25 日及び同年 12 月 25 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 23 年 7 月 25 日、同年 12 月 22 日、平成 24 年 7 月 25 日及び同年 12 月 25 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 平成元年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間 : ① 平成 23 年 7 月 25 日
② 平成 23 年 12 月 22 日
③ 平成 24 年 7 月 25 日
④ 平成 24 年 12 月 25 日

A 事業所に勤務していた期間に支給された賞与のうち、請求期間に係る届出は厚生年金保険料の徴収権が消滅した後に行われたため、厚生年金保険の給付の対象とならない記録とされている。しかし、請求期間に係る賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

B 事業所から提出された請求者に係る「給料支払明細書(控)」、平成 23 年分及び平成 24 年分の給与所得に対する所得税源泉徴収簿並びに同法人からの回答により、請求者は、請求期間①、②、③及び④に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付

が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①、②、③及び④に係る標準賞与額については、事業主から提出された「給料支払明細書（控）」において確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は16万7,000円、請求期間②及び③は17万3,000円、請求期間④は16万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成28年9月5日に年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 1600803 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 1700003 号

第1 結論

請求者のA事業所(現在は、B事業所)における平成23年7月25日の標準賞与額を23万5,000円、同年12月22日の標準賞与額を23万円に訂正することが必要である。

平成23年7月25日及び同年12月22日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成23年7月25日及び同年12月22日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和62年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成23年7月25日

② 平成23年12月22日

A事業所に勤務していた期間に支給された賞与のうち、請求期間に係る届出は厚生年金保険料の徴収権が消滅した後に行われたため、厚生年金保険の給付の対象とならない記録とされている。しかし、請求期間に係る賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

B事業所から提出された請求者に係る「平成23年分退職所得給与所得に対する所得税源泉徴収簿」及び同法人からの回答により、請求者は、請求期間①及び②に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、事業主から提出された請求者の「平成23年分退職所得給与所得に対する所得税源泉徴収簿」及び請求期間に係る同僚の「給料支払明細書(控)」から推認した厚生年金保険料控除額から、請求期間①は23万5,000円、

請求期間②は23万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成28年9月5日に年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第1600804号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第1700004号

第1 結論

請求者のA事業所(現在は、B事業所)における平成25年12月25日の標準賞与額を15万6,000円に訂正することが必要である。

平成25年12月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成25年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和62年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成25年12月25日

A事業所に勤務していた期間に支給された賞与のうち、請求期間に係る届出は厚生年金保険料の徴収権が消滅した後に行われたため、厚生年金保険の給付の対象とならない記録とされている。しかし、請求期間に係る賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

B事業所から提出された請求者に係る「給料支払明細書(控)」及び「平成25年分退職所得給与所得に対する所得税源泉徴収簿」並びに同法人からの回答により、請求者は、請求期間に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された「給料支払明細書(控)」において確認できる厚生年金保険料控除額から、15万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成28年9月5日に年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 1600739 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 1700002 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 23 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 50 年 10 月 5 日から昭和 51 年 3 月 1 日まで

厚生年金保険の記録では、A社において昭和 50 年 5 月 1 日に被保険者資格を取得し、同年 10 月 5 日に被保険者資格を喪失した旨記録されている。

しかし、私は、昭和 50 年 5 月 1 日から昭和 51 年 2 月 29 日まで A 社の B 市（現在は、C 市）の工場に勤務していたはずである。

また、昭和 50 年 10 月に本社が D 市から E 市方面に移転し、健康保険証の切替えがあった記憶もあり、引き続き厚生年金保険に加入していたと思うので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和 51 年 2 月 29 日まで B 市の A 社の工場において皮革製品のプレスや裁断の担当者として継続して勤務していたと主張している。

しかしながら、当時の事業主は既に死亡しているため、当時の取締役（請求期間後の事業主。以下「元事業主」という。）に照会したが、当時の資料は既に廃棄しており、請求者の退職日及び請求期間に係る厚生年金保険料の控除については不明である旨の回答をしている上、23人の同僚に照会し、7人から回答を得たが、請求者の退職時期を記憶する同僚はいなかつたことから、請求者の請求期間に係る勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

一方、請求者は、昭和 50 年 10 月に、A 社の本社が D 市から E 市方面に移転した旨の申述をしているが、商業登記簿によると、当時、A 社は F 市を本店所在地としており、D 市及び E 市において「A 社」という商号の法人は確認できず、オンライン記録及び事業所名簿検索システムにおいても D 市又は E 市において「A 社」という名称の厚生年金保険の適用事業所は確認できない。

また、A社の元事業主に照会したところ、本社の所在地については昭和50年前後にF市G地区からH市I地区に移転し、厚生年金保険については同じ頃、F市の社会保険事務所(当時)からJ市の社会保険事務所に届出先が変更されたことを記憶しており、F社会保険事務所及びJ社会保険事務所に届け出た事業所のほかに適用事業所として社会保険事務所に届け出た事業所はなく、関連会社もなかった旨の陳述をしている。

なお、オンライン記録によると、A社は、昭和50年5月1日にB市への移転を理由としてF社会保険事務所管轄の厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、同日付でJ社会保険事務所管轄の適用事業所となっており、同日以降、同僚照会においてK県で勤務していた旨回答した者も、B市の工場で勤務していた旨回答した者もJ社会保険事務所管轄の同社の被保険者となっていることが確認できる。

さらに、請求者は、昭和50年10月に、本社移転に伴う健康保険証の切替えが行われた従業員は自身を含めて8人程度いた旨の申述をしているところ、A社に係る被保険者の中に請求者の被保険者資格喪失日(昭和50年10月5日)と同日で資格喪失した者は確認できず、その前後に被保険者資格を喪失した者の中に、資格喪失の直後に改めて同社において被保険者資格を再取得した者はいない上、元事業主及び複数の同僚に照会したが、請求者が主張する本社移転に伴う健康保険証の切替えについて記憶している者は確認できなかった。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、請求期間及びその後の期間に請求者の氏名は確認できず、健康保険証の番号は連番で欠番はない上、請求期間及びその前後の期間において健康保険証の更新を行った旨の記載は確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。